明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○特定商取引に関する法律第二十七条の四第一項の規定に基づき、公益社団法人日本訪問販売協会から定款の変更の届出があった件（消費者庁・経済産業一）　一
○河川法の規定により一級河川を指定し、又は一級河川を変更する件（国土交通六八七）　二
○昭和四十六年建設省告示第三百九十六号の一部を改正する件（同六八八）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　一九
会社その他
会社決算公告　二〇三

告示

○消費者庁
経済産業省告示第一号

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二十七条の四第一項の規定に基づき、公益社団法人日本訪問販売協会から定款の変更の届出があったので、同法第二十七条の四第二項の規定により準用する同法第二十七条の三第二項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月十三日

消費者庁長官　阿南　久
経済産業大臣　茂木　敏充

一　定款の変更の内容

変更後	変更前
（役員の設置） **第26条**　この法人に、次の役員を置く。 (1)　理事　20人以上35人以内 (2)　監事　3人以内	（役員の設置） **第26条**　この法人に、次の役員を置く。 (1)　理事　15人以上30人以内 (2)　監事　3人以内
（選任） **第27条**　理事及び監事は、総会において、正会員（法人にあっては会員代表者とする。以下同じ。）の中から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては15人、監事にあっては1人を限度として正会員以外の者から選任することを妨げない。	（選任） **第27条**　理事及び監事は、総会において、正会員（法人にあっては会員代表者とする。以下同じ。）の中から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては12人、監事にあっては1人を限度として正会員以外の者から選任することを妨げない。

二　変更年月日　平成二十五年六月十九日

○国土交通省告示第六百八十七号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項の規定により、次の各表のとおり、一級河川を指定し、又は一級河川の指定を変更するので、同条第五項及び第六項並びに河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第一条の三の規定に基づき、公示する。

平成二十六年六月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

表一　鳴瀬川水系

区分		名称	変更	
			旧	新
区間	上流端	左岸　宮城県加美郡宮崎町宮崎字北四十一番十五地先 右岸　同町宮崎字田代岳国有林九林班ニ小班地先	田川	田川
	下流端	宮城県加美郡加美町宮崎字北四十一番四地先の大倉砂防堰堤	鳴瀬川への合流点	鳴瀬川への合流点

表二　名取川水系

区分		名称	指定
区間	上流端	川内沢川からの分派点	川内沢川放水路
	下流端	増田川への合流点	